

平成 18 年 12 月 11 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 S U M C O
代表者の役職名	取締役社長 重松 健二郎
コード番号	3 4 3 6 東証第一部
本社所在地	東京都港区芝浦 1-2-1
問 合 せ 先	
責任者役職名	広報・IR室長
氏 名	石戸谷 宗一
電 話	03-5444-3915

発行価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ

平成 18 年 11 月 29 日（水）開催の当社取締役会において決議いたしました新株式発行及び当社株式の売出しに関し、発行価格及び売出価格等を下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 募集による新株式発行（一般募集）

(1) 募 集 株 式 数	(国内一般募集) 当社普通株式 4,600,000 株 (海外募集) 当社普通株式 2,250,000 株
(2) 発 行 価 格	1株につき 金 8,878 円
(3) 発 行 価 格 の 総 額	60,814,300,000 円
(4) 払 込 金 額	1株につき 金 8,515.60 円
(5) 払 込 金 額 の 総 額	58,331,860,000 円
(6) 増 加 す る 資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 の 額	増加する資本金の額 29,165,930,000 円 増加する資本準備金の額 29,165,930,000 円
(7) 申 込 期 間 (国内一般募集)	平成 18 年 12 月 12 日 (火)～平成 18 年 12 月 14 日 (木)
(8) 払 込 期 日	平成 18 年 12 月 19 日 (火)

(注)引受人は払込金額にて買取引受けを行い、発行価格で募集を行います。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】2. をご参照ください。）

(1) 売 出 株 式 数	当社普通株式 650,000 株
(2) 売 出 価 格	1株につき 金 8,878 円
(3) 売 出 価 格 の 総 額	5,770,700,000 円
(4) 申 込 期 間	平成 18 年 12 月 12 日 (火)～平成 18 年 12 月 14 日 (木)
(5) 受 渡 期 日	平成 18 年 12 月 20 日 (水)

3. 第三者割当による新株式発行（後記【ご参考】2. をご参照ください。）

(1) 払 込 金 額	1株につき 金 8,515.60 円
(2) 払 込 金 額 の 総 額	(上限) 5,535,140,000 円
(3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 の 額	増加する資本金の額(上限) 2,767,570,000 円 増加する資本準備金の額(上限) 2,767,570,000 円
(4) 申 込 期 間 (申 込 期 日)	平成 19 年 1 月 12 日 (金)
(5) 払 込 期 日	平成 19 年 1 月 15 日 (月)

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文章は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

【ご参考】

1. 発行価格及び売出価格の算定

(1) 算定基準日及びその価格	平成 18 年 12 月 11 日(月)	9,060 円
(2) ディスカウント率		2.00%

2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)について

前記「2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 募集による新株式発行(一般募集)」に記載の国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、国内一般募集の事務幹事会社である三菱UFJ証券株式会社から借入れる当社普通株式 650,000 株の日本国内における売出し(オーバーアロットメントによる売出し)であります。

これに関連して、三菱UFJ証券株式会社が上記当社株主より借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還に必要な株式を三菱UFJ証券株式会社に取得させるために、当社は平成 18 年 11 月 29 日(水)開催の取締役会において、三菱UFJ証券株式会社を割当先とする当社普通株式 650,000 株の第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しており、その払込期日は平成 19 年 1 月 15 日(月)であります。

また、三菱UFJ証券株式会社は、平成 18 年 12 月 15 日(金)から平成 19 年 1 月 10 日(水)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(650,000 株)を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。三菱UFJ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJ証券株式会社はシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(650,000 株)に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJ証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行う場合があります、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当する場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(650,000 株)から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、三菱UFJ証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

3. 調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資による手取概算額上限 63,514,000,000 円については、設備投資資金として 53,514,000,000 円を充当し、コマーシャル・ペーパーの償還資金として 10,000,000,000 円を充当する予定であります。なお、当該コマーシャル・ペーパーについては、平成 18 年 10 月 18 日にコマツ電子金属株式会社の発行済株式総数の 51%を取得いたしました、その取得資金 369 億円の一部に充当するために発行したものであります。

4. 株式の分割に関する株券交付日

平成 18 年 11 月 29 日に公表いたしました株式分割の株券交付日は、平成 19 年 3 月 20 日(火)であります。

なお、上記 3 に係る設備計画及び 4 に係る株式分割の詳細につきましては、平成 18 年 11 月 29 日に公表いたしました「新株式発行及び株式売出し並びに株式分割に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文章は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法(以下「米国証券法」)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。